

令和5年9月定例会 次世代育成・少子高齢化対策特別委員会（事前）

令和5年9月13日（水）

〔委員会の概要〕

福山委員長

ただいまから、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を開会いたします。（10時33分）
直ちに、議事に入ります。

本日の議題は、お手元の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明又は報告すべき事項があれば、これを受けたいと思いません。

【説明事項】

○提出予定案件について（説明資料（その2）、別冊、参考1、参考2）

【報告事項】

○令和5年度医療介護総合確保促進法に基づく県計画(医療分)の概要について（資料1）

○「とくしま高齢者いきいきプラン」の改定について（資料2）

福壽保健福祉部副部長

9月定例会に提出を予定いたしております、次世代育成・少子高齢化対策関係の案件について、御説明いたします。

今回、御審議いただきます案件は、令和5年度一般会計補正予算案でございます。

私の方からは一般会計の総括、並びに、保健福祉部関係について、御説明させていただきますので、どうかよろしくお願い申し上げます。

それでは、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会説明資料（その2）を御覧ください。

3ページをお願いします。一般会計の歳入歳出予算総括表でございます。関係する2部局で、予算の補正をお願いいたしております。

総括表の一番下、計の欄に記載しておりますとおり、補正予算額は6,822万5,000円となっております。補正後の予算総額は474億7,288万円となっております。

財源につきましては、財源内訳欄に記載のとおりでございます。また、括弧内の数字は、今回補正額の財源の再掲となっております。

4ページをお願いいたします。

保健福祉部関係の部別主要事項説明でございますけれども、長寿いきがい課の老人福祉施設費、摘要欄①のア、地域介護総合確保施設整備事業費は、市町村の介護保険事業計画及び高齢者保健福祉計画において位置づけられました介護施設の整備等を支援するための経費として、1,222万5,000円の増額補正をお願いするものでございます。

補正予算は以上でございます、予算額は、表の最下段に記載のとおり、補正前の額346億2,716万円に対しまして、今回補正額1,222万5,000円の増額をお願いし、補正後の予算額は、346億3,938万5,000円となっております。

9月定例会の提出予定案件の説明は以上でございます。よろしく御審議賜りますよう、お願いいたします。

続きまして、この際、2点御報告をさせていただきます。

資料1をお願いいたします。令和5年度医療介護総合確保促進法に基づく県計画（医療分）の概要についてでございます。

医療分野における、令和5年度の県計画につきましては、徳島県地域医療総合対策協議会の委員であります医師等の専門分野の方々から頂きました御意見を基に策定し、国に提出することとなっております。

今年度に策定を予定している県計画でございますが、1、県計画（医療分）の計画額につきましては、当初予定しておりました事業を、全て実施することといたしまして、全体の計画額は9億4,346万8,000円となり、そのうち、次世代育成・少子高齢化分につきましては、4億2,538万2,000円となっております。

2、事業概要につきましては、今年度からの新たな事業としまして、医療従事者の確保養成事業において、看護職員の人材確保定着促進に向けまして、移住施策部門と連携した就労支援体制を構築し、効果的な情報発信や求人施設とのマッチング支援を行います看護職員UIターン支援事業を実施してまいります。

なお、介護分野におけます令和5年度の県計画につきましては、国からの内示がありましたら、改めて、御報告させていただきます。

今後とも、地域における医療介護サービス提供体制の充実に向け、積極的に取り組んでまいります。

次に、資料2をお願いいたします。とくしま高齢者いきいきプランの改定についてでございます。

本計画は、高齢者保健福祉計画と介護保険事業支援計画を一体のものとして策定し、市町村の計画との整合性を図りながら、介護サービス見込量や施設整備等の定員総数を定めるとともに、高齢者保健福祉に係る各種施策の方向性を示すものでございます。

令和3年度から令和5年度までの3年間を計画期間としており、今年度、現行計画の計画期間が終了するため、新たな計画の策定を予定しております。

今後、県議会での御論議をはじめ、パブリックコメントの実施など、幅広く御意見を頂きながら、作業を進めてまいりたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

報告は以上です。よろしく申し上げます。

佐藤未来創生文化部長

それでは、9月定例会に提出を予定しております未来創生文化部の案件につきまして、御説明を申し上げます。

今回御審議いただきます案件は、令和5年度一般会計補正予算（案）及びその他の議案等といたしまして、徳島県男女共同参画基本計画（第5次）の策定についてとなっております。説明資料により、各課別の主要事項につきまして、御説明をいたします。

7ページを御覧ください。こどもまんなか政策課でございます。

目名児童福祉総務費の摘要欄①、アのベストマッチ！縁結び応援事業では、とくしまマ

リッジサポートセンター（マリッサとくしま）を拠点として行っております結婚支援の強化を図るための経費として、400万円を計上しております。

こどもまんなか政策課の補正後の予算総額は、84億9,483万5,000円となっております。

続きまして、こども家庭支援課でございます。目名児童福祉総務費の摘要欄①、アのこどもの権利擁護体制強化モデル事業では、一時保護所等において、こどもの意見・意向を勘案した支援に取り組み、こどもの意見表明や権利擁護に必要な環境を整備するための経費として、200万円を計上しております。

目名母子福祉費の摘要欄①、アのひとり親家庭子育て応援サポート事業では、日用品等の提供による、緊急的な生活支援を行うとともに、関係機関と連携し、効果的な自立支援策の構築強化を推進するための経費として、5,000万円を計上しております。

こども家庭支援課の補正後の予算総額は、34億9,907万3,000円となります。

8ページを御覧ください。

その他の議案等につきまして、1点御説明いたします。

（1）徳島県男女共同参画基本計画（第5次）の策定についてでございます。

徳島県行政に係る基本計画の策定等を議会の議決すべき事件として定める条例第3条第1項の規定により、議決をお願いするものでございます。

新たな指針となる徳島県男女共同参画基本計画（第5次）（案）につきましては、別冊として添付させていただいているところでございます。

以上が、今定例会に提出を予定しております案件でございます。御審議のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

福山委員長

以上で、説明等は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会における質疑につきましては、提出予定案件に関連する質疑及び緊急を要する案件に限定するとの申合せがなされておりますので、御協力よろしくお願いいたします。

それでは、質疑をどうぞ。

扶川委員

最初に、ベストマッチ！縁結び応援事業についてお尋ねをいたします。

概要の説明を頂きましたが、これまでと違ってDXを活用した性格診断マッチング機能の導入であるとか、おすすめ相手のプッシュ型配信とかをやるということですがけれども、どれだけの県費を投入して、どういう実績を上げてきたかという説明と、そこで出てきた課題がどういうものであったのか、それに対して今回の新しい結婚支援のやり方が、どういう効果をもたらすのかということの説明してください。

大井こどもまんなか政策課長

ただいま、扶川委員より、この度、補正予算に提出をさせていただいておりますベストマッチ！縁結び応援事業についての御質問を頂いております。

まず、現状ですが、未婚化や晩婚化などによりますます少子化が進行する中、結婚を望まれ

る方の希望を叶えるためにマリッサとくしまを拠点といたしまして結婚支援の強化を図るために、この度補正予算をお願いしているものでございます。

国立社会保障・人口問題研究所によります全国調査におきまして、25歳から34歳の独身の方に結婚していない理由を尋ねたところ、適当な相手に巡り会わないというのが約半数と、最も多い状況でございます。

そこでマリッサとくしまの結婚支援システムに、新たに性格診断を活用しましたマッチング機能を導入いたしまして、職業、年齢などの条件に加えて、深層心理学を用いました性格診断テストによりまして性格や考え方などの内面を意識したお相手の選択肢を広げることで、マッチング率の向上を期待するものでございます。

また、性格診断テストの結果をビッグデータ等とも連携させまして、相性のいいお相手をプッシュ型で通知するなど、DXを活用いたしまして新たな切り口でのアプローチによりまして、お引き合わせ数の増加を図り、出会いの機会を創出してまいりたいと考えております。

マリッサとくしまのこれまでの実績でございますけれども、平成28年7月に開設をいたしまして、本県におけます結婚支援の拠点として、今回強化をさせていただくこの結婚支援システムを活用したマッチングであったり、趣向を凝らした出会いのイベントの開催など、結婚を希望する方に出会いの機会を提供してきたところでありまして、この出会いから結婚までのサポートをいたします縁結びサポーターにもよりまして、一人一人に寄り添ったきめ細やかな支援を行ってきたところでございます。

具体的な実績で申し上げますと、令和4年度末までのカップルの成立数につきましては1,983組、そのうち成婚につながった方が127組と、徐々に成果にも結びついている状況ではございますが、今回の機能強化を機にマリッサとくしまを軸といたしまして、取組に賛同いただいております企業であったり、団体の皆様方や市町村などと連携いたしまして、結婚を望まれる方の後押しをしてまいりたいと考えております。

扶川委員

参考までに、カップルが成立して、成婚に至ったという方の年齢層などを分析されているのですか。

大井こどもまんなか政策課長

年齢層の御質問でございます。

年齢層につきまして、具体的に成婚に至った方の年齢というデータではないのですが、今現在、マリッサに御登録をいただいております方につきましては、20歳代から70歳代まで、幅広く御利用いただいているような状況でございます。その中でも30歳代の方が、一番登録数が多いというような状況でございます。

扶川委員

巡り会わないということが一つの原因だということであれば、県が努力してこういう機会を作るのは非常にいいと思うのですが、どうして巡り会えないのかなというところまで知りたいのです。何か調査したものはあるのですか。

大井こどもまんなか政策課長

巡り合わない理由についての御質問でございます。

先ほど申しあげました国の調査によりますと、若い方が、どちらかという、最近の傾向としてはインターネット等で、外に出ていくような機会が減ってきているというような状況もございます。

そのような状況も踏まえ、このベストマッチ！縁結び応援事業で、DXを活用して新たな機会を増やすということで、今回取組をさせていただこうと考えております。

扶川委員

30代の方が多いいということで、結婚したりカップルになるのは、子供を作ることだけが目的じゃないので、人生豊かに生きるために必要なことがたくさんあるのだけれど、できるだけ早く出会って成婚に至れば、人口増にも寄与します。

なぜなのか、私はどうもよく分からない。自分が若い頃のことを思い出してみたら、大学の時には、誰かさんのお尻を追いかけて走り回ったみたいなことを、みんなやりました。どうしてこの頃はやらないのか、草食系が増えたからとか、そんな話ではないと思うのです。そこがちょっとよく分からないのです。

どうして出会わないのか、出会っても結婚しないのか。よく言われるのが、いろんなパターンの男女交際の在り方ができて、いろいろ経験する中で、別にもう結婚しなくても人生楽しくやっていけるよというような価値観も増えてきたのではないかというようなことを言われますけれども、逆に家庭のすばらしさということの認識が弱くなっているのかなという気もするのです。

だから、担当課として、若い人の人生観、結婚観、男女交際と家庭を持つことの意義、そういった意識がどうなっているのかというのを、是非調べていただきたいと思います。

マリッサについてはそれはそれでやってほしいのですが、根本的な解決を図るにはどうしたらいいか、若い人の意識と経済状況と、そこら辺にメスを入れていかないと、結婚するカップルが増えていかないのではないかと。そのあたりを県としてどのように取り組んでいるのか、教えてください。

大井こどもまんなか政策課長

結婚に踏み切れない方の要因についての御質問でございますが、先ほど申しあげました25歳から34歳の方が、独身でいらっしゃる理由というのを全国で調査をされた時に、適当な相手に巡り合わないという理由が約半数で一番多かったのですが、それ以外の理由として多いところを見ますと、結婚する必要性をまだ感じていないから、結婚するには若すぎるから、今は仕事に打ち込みたいからというところですが、これらは18歳から24歳の方は、こういったお答えが多いような状況でございます。

25歳から34歳の方は、適当な相手に巡り合わないというのが多い理由であり、先ほど扶川委員からもお話がございましたが、考え方自体にも多様な考え方が若い方には意識としてあるのかなというところもございます。県といたしましては、またこれから、少子化に向けての取組を進めていく中で、他部局ともしっかりと連携をしながら幅広く進めてまいり

たいと考えております。

扶川委員

ちょっと下世話なお話をさせていただきますと、徳島大学とか、地元の方がたくさんいます。それで地元の方が地元に着き、そこでカップルになったら、徳島に定住するので、一石二鳥なんですよ。

だから私は、どうして若い人が積極的にカップルを作ろうとしないのか、やりたいことがあるのは分かるけれど、家庭を持つことがいかに大事かというような、そこら辺をきちんと分析して啓発するようなことがあってもいいのではないかなと思いますので、課題として考えていただければと思います。

あと、いくつかお尋ねしたいことがあります。これは議員の勉強会でも申し上げましたけども、男女共同参画基本計画という計画の名称になっておりますけれども、この計画の中にはLGBTの皆さんの権利に関わる記述も入っています。

これは当然のことで、先日も裁判で、男同士なのか女同士なのか知りませんが、片方が公務員で養われている配偶者の方が扶養手当がもらえないとか、裁判所が性差別をしてどうするのかと私は思いましたけれども、まだまだ社会全体がそういう意識だと思いました。

問題は、そういう中で、男女共同参画基本計画の中では、とくしま共に生きるフェスタ、県民目線の講座、パネル展を開催する、学生が制作した人権啓発動画の配信で啓発活動をやるとかで、人権活動の一角に少し入っていますけれども、これで十分だとは私は思えないのです。

LGBTQの皆さんがカミングアウトしても、堂々と社会参加できる社会を確保するためには、足りないと思うのです。

国もようやく、性的指向又は性自認を理由とする差別の解消等の推進に関する法律ができたおかげで、計画もこれからだという形でしたけれども、県も本腰を入れて、これから取り組んでいかなくてはならないと思います。

ダイバーシティというのであれば、人間の性は男と女に二分できないのであれば、例えば名称を男女共同参画の計画名から全性別共同参画計画とか、これはちょっとダサイですけど、計画の名称を変えて、その部分を膨らませるという方法もある。

あるいは、性的指向又は性自認を理由とする差別解消等推進計画。どうせこれに類するものを国が作るのですけれども、県がどんどん先に行って、検討して作っていくというのも方法だろうと思います。

今申し上げましたけれども、そういうような、もう一歩踏み込んだ計画策定とか、必要であれば、条例等も含めて、進めていけるように思うのです。そのあたりどうなのでしょう。

大西男女参画・人権課長

ただいま、扶川委員より、LGBTの方に関する計画を作成するなどして進めていく必要があるのではないかと質問を頂いたかと思っております。

まず、今回提出をさせていただいております徳島県男女共同参画基本計画（第5次）に

ついてでございますけれども、この名称を変えてはという話がございますけれども、これは国の男女共同参画社会基本法第14条に基づきまして、都道府県に策定が義務付けられている都道府県男女共同参画計画となっております、男女間の格差の解消、それから男女の平等、そういうことについて主眼を置いて策定しているものになります。

現状におきましても、固定的性別役割分担意識が根強く残っているなど、男性が優遇されているというように考える人の割合が66パーセントに上るなど、また賃金格差というものもございますので、男女間の格差の解消手段においては、このような名称の計画は必要かと考えております。

一方で、話がありましたLGBTの方でございますけれども、本年6月に性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律が施行されております。

この法律におきましては、国において国民の理解の増進に関する施策の策定・実施とともに、国におきまして基本計画を作るということが明記されております。

一方で、ここでは都道府県が計画を作るということは規定がございません。まだ国のほうで基本計画ができておりませんし、運用指針をこれから作ると聞いておりますので、県としましてはまず、国の動向を注視してまいりたいと考えております。

扶川委員

せっかく徳島県として、議会の議決もして、取組を始めようとしているのですから、別に国の計画策定とか指針を待たなくても、独自にやればいいと思うのです。何でも後から行かなくても、先に行ってもいいと思うのです。

特に子供さんなんかは思春期の中で、そういうことで現在、悩み抜いている方がたくさんいると思うのです。そういう緊急性を要するところからでも具体的な取組というのを始めていくべきだと私は思います。

計画自体が男女共同参画ということの枠組みになっていて、その中だけで解決できないということが明らかなのであれば、早々に別の計画を作るという方向性を出して検討していく必要があるのではないかと思います。ちょっと取組が弱い。もっと強力に取り組んでいただきたいと思います。

大西男女参画・人権課長

ただいま、扶川委員より、LGBTに関する取組が弱いというお話でございますけれども、LGBTに関する理解増進に関する取組は、先ほど扶川委員からお話もございましたけれども、県におきましては、性の多様性への理解を深めるために、人権啓発イベントとくしま共に生きるフェスタで、今年度におきましてもLGBTの講演を企画しておりますし、それから県民向けの講座とか、高校生、大学生に人権啓発の動画、LGBTに関する動画を作成していただいて、発信していく。それから民間団体と連携しましたとくしまカラーフリー文化祭、これもLGBTの方の啓発の取組ですけれども、昨年度で10回目を迎えております。

これらの取組を進めることによりまして、LGBTの方の理解の増進を進めておりますので、御理解いただきたいと思います。

扶川委員

民間、行政も含めて、悩み相談を受ける窓口というのは、どんな状況になっていますか。

大西男女参画・人権課長

LGBTの方に関する悩みの相談ということでございますけれども、あいぼーと徳島におきまして人権相談というのを受け付けております。

そこで人権擁護委員の方が、いろいろな方の人権問題に関する相談を受け付けておりますので、それらの場所で対応しているという形になります。

扶川委員

そこにはいわゆるピアサポーターというのはいますか。

大西男女参画・人権課長

現在のところ、ピアサポーターというような方はおりません。

扶川委員

ピアサポーターに登録しようと思ったら、その方自身もカミングアウトしなければいけないので勇気が要りますよね。

本当に今、この運動に取り組んでおられる方の勇氣ある行動を私は尊敬しますけれども、当事者の方が当事者の悩みを受け付けるような窓口があればいいなと思います。

もう団体がありますので、その団体に連絡を取って、いろいろお話を聞いて対応されていると思うのですが、行政が行政として、きちんこの問題に向き合うためには、行政自身もそういう、自分自身が悩みを持っておられるような人も相談員として登録するような仕組みを作って、対面ではなくてオンラインでもいいですよ、あるいは電話でもいいです。それで踏み込んだ相談活動ができる窓口を設置すべきだと思いますが、検討いただけませんか。

大西男女参画・人権課長

ただいま、LGBTの方の踏み込んだ相談ができる相談窓口というお話がございました。

LGBTの方の施策については、検討しているところでございます。今後その施策を考える中でいろいろ検討させていただきたいと思っております。

扶川委員

認知症でも、ひきこもりでも、ピアサポーターの方が活躍されています。LGBTも同じだと思うのです。特に、誰にも言えずに悩んでいる方というのは多いと思います。

だから、そういう中でピアサポーターが活躍できるような場を行政として提供する、あるいは民間がそういうことを取り組むことについて後押しをするというのが非常に重要な

ことだと思うので、今後前向きに取り組んでいただきたいと思います。

あとは、とくしま高齢者いきいきプランが2023年度までですから見直しを今後進めていくということになっているようです。これは議論すると1時間ぐらいしなければいけないのですけれども、事前でございますので簡単にしてくださいというような話もあります。

ただ、私自身も、緊急性のある問題で県に通報して、高齢者の虐待とか、不正請求について何とかしてくださいよということで、対応をお願いしている例があるのは御承知のとおりでありまして、まずは急ぐ問題として、高齢者の虐待の問題などを含めた介護サービス事業者に対する指導監督の問題をお尋ねしたいと思います。

この指導監督の対象となる施設というのを把握する上で、介護保険施設、介護保険が適用される施設のほか、有料老人ホームやケアハウスを含めた特定施設というのもありますけど、それも一応指導監督の対象ですよ。そのことの確認と、全体としてどのくらい対象となる施設があるのかを教えてくださいたいです。

坂野長寿いきがい課長

県といたしましては、居宅サービス事業者等の指定を行った事業者に対しまして指導等を行っております。これによって、介護サービスの質の確保と保険給付の適正化を図っております。

この指導監督は、集団指導と実地指導があり、集団指導につきましては、順守すべき制度の内容の周知徹底とか、重要事項の伝達等をその場でお知らせする。

また、実地指導につきましては、実際に現地に赴きまして、そこの事業者の介護給付先の請求等の状況、過去の指導状況等も勘案して、実地指導の場所は選定させていただいて、調査に入っております。

そういった段階で、不正が疑われる場合には、不適切な介護サービスが行われるような事業所に対して監査を実施いたしまして、これについては事実関係を的確に把握したうえで、その措置を取ることとしております。

また、施設につきましては、これも同じように、法人施設の運営管理体制の確立、不祥事の未然防止対策の確立、適切な入所者処遇の確保、職員処遇の確保、経理事務の適正化等を図るべく、毎年度、主眼事項及び着眼点を定めて実施しております。

指導監督の数は、訪問系の介護サービス事業者と、施設系の事業者等を合わせましてトータルで、県が管轄している所が、大体4,500、4,600程度となっております。

ここの中には、訪問介護、訪問入浴のような所と、老人福祉施設、老健施設のような施設が入っております。

扶川委員

4,500、4,600もある訳ですから、定期的に巡回監査とかしていったら、とてもじゃないけれど県だけではやれる話ではないというのは最初から明らかです。だから通報があったり、苦情があったりしたらその情報を受けて、必要に応じて、実地監査を実施しているということ。

その実績をお伺いしたいのですけれど、この前の計画では、令和元年度までに20法人49事業所について不正行為を理由として指定の取消しを行いましたということですね。

ど、これは令和元年度の状況ですから、令和2年度以降、現在までどんな状況になっていますか。

坂野長寿いきがい課長

介護サービス事業者に対しては、介護保険法とかの関係の法令に基づきまして、各種介護サービスの種別ごとの運営基準や、事業者が順守すべき内容が定められておりますので、不適切な内容が確認された場合は、指定権限等がありますので、県や市町村が当該事業者に対して、改善のための必要な措置を講じるように指導監督を行っているところでございます。

その不適切な内容が、基準に著しく反したり、長期間にわたって継続していたとかが介護保険制度の適正な運営を阻害したり、利用者の方に多大な影響を与えていたと判断されるものにつきましては、指定取消し等の行政処分によって、厳正に対処いたしております。

この部分につきましては、処分の相手となる事業者だけにとどまらずに、現にサービスを利用している高齢者の方やその家族、その事業所の従業員の方など、幅広く影響が及ぶこととなりますので、不正事案が確認された場合は厳正に対処を行う一方で、そういった不正事案の発生を未然に防ぎ、高齢者が安心して介護サービスを利用できる環境づくりを進めていくよう考えております。

これまでも機動的な行政処分を行うために、県としては、そのサービスの提供状況、不正請求の状況等の実態把握に努めて、指導監査を行うとともに、行政処分として指定取消しの効力の全部または一部の停止、または改善命令を行っていくようになっております。

これは処分の時期なのですけれども、制度開始2000年から2022年度までの、令和4年度までの部分にはなるのですけれども、指定取消しが21法人で50事業所ございました。

令和4年度は指定取消しは、1事業所1法人でございます。指定の一部または全部の効力の停止というのは、令和4年度はございませんで、全体でも2法人3事業所となっております。

扶川委員

21法人50事業所が指定取消しになったということで、引き算するとどうなるのかと思いますけれども、令和2年度以降はそんなに増えていない。いいことだと思います。

この不正が分かったのは、ほとんど通報でしょう。定期監査がきちんと全部できているというわけではないから、ほぼ通報と思いますね。ちょっと確認させてください。

坂野長寿いきがい課長

その不正が分かった理由の一つには、扶川委員のおっしゃるように、通報も含まれております。

扶川委員

私はほぼ通報ではないかと思うのです。ということは、定期監査が一部しかできないとすれば、通報の仕組み、発見する仕組みをしっかりとしないと、問題の根本解決にはならな

い。

表に出てきたところだけ叩いても、また同じようなことになってくる。数だけではちょっとよく分からない。

安心して施設あるいは家庭で、ヘルプを受けながらやっていく、そのためには不正請求の発生はもとより、特に私が心配するのは、虐待みたいなことの発生がないかどうかという点なのです。

この検査の中で、通報の中で虐待に対する通報なり、確認された件数というのは把握していますか。

坂野長寿いきがい課長

虐待についてですけれども、基本的には、市町村が先に通報を受理するようになっておりますので、厚生労働省において、毎年度、高齢者虐待防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況に関する調査を実施しております。

令和3年度の調査結果にはなるのですけれども、要介護施設の従事者が虐待したということで市町村が通報等を受けた件数が、徳島県においては5件、そのうち虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例は、0件でございました。

次に、養護者による虐待ということで市町村が通報を受理した事例が、徳島県の場合ですと147件、このうち虐待を受けた、または受けたと思われたと判断した事例は87件となっております。

扶川委員

家庭における虐待で通報する。それは訪問したヘルパーさんなどが発見することが多いんじゃないかと思えますけれど、施設の中では、なかなかそういうようなことがあっても口に出せない。

というのは、職員は身分が関わってますから、施設の中でそういうことがあったら、それを自分が暴露すると、雇用に影響しますので、なかなか言えない。私は、ここに隠れている部分があるように思うのです、率直に言って。

ほんの少ししか、施設の関係の虐待というものが表に出ていないのであれば、私は隠れている部分を、きちんと確認ができる、あるいは隠さないようにする仕組みが要るんじゃないかと思うのですけれど、どうですか。基本認識として、そのような危惧はお持ちでないですか。

坂野長寿いきがい課長

施設、養護者に関する虐待に関してですけれども、特に施設に関しての通報が上げにくいということについての御質問を頂きました。

県といたしましては、市町村や地域包括支援センターの職員を対象といたしまして、高齢者虐待の防止の研修等を年度の前半に実施するとともに、現場で指導的立場に立つ職員の方を対象に権利擁護推進養成研修等を今年度より実施して、居宅介護サービス事業所や介護保険施設への働きかけの強化のため、高齢者入所施設を含めた集団指導を実施し、高齢者虐待の防止設定と、取組が不十分な事業所にも早急な対応を、指導をいたしております。

す。

また市町村単独で確保が困難な弁護士や司法書士といった、権利擁護に携わる専門職について、市町村の地域ケア会議に派遣して、困難事例の解決に向けた支援等も実施しております。

今後とも、市町村や関係機関との緊密な連携を図りまして、虐待の未然防止や、早期発見、虐待事案への迅速かつ適切な対応に努めてまいりたいと考えております。

扶川委員

ここでまとめられている数字の確認ですけれど、もう一度戻りますが、養護者による高齢者虐待の状況、これは平成30年度は、通報相談件数が128件で、うち虐待と判断された件数が63件になっていますけれど、その後、令和元年、2年、3年、4年、数字が出ていたら教えてくれませんか。

坂野長寿いきがい課長

過去5年の結果ということで、介護施設従事者の虐待についてですが、平成29年度は通報・相談があったのが6件、うち虐待と判断されたものが2件、平成30年度は通報・相談が7件、虐待が0件、令和元年度は通報・相談が11件、うち虐待と判断されたものが1件、令和2年度は通報・相談があったのが9件、そのうち虐待と判断されたものが4件、令和3年度は通報・相談が、先ほども説明いたしました5件、そのうち虐待と判断されたものが0件。

続きまして、養護者による虐待ですが、平成29年度は通報・相談が97件、うち虐待と判断されたものが53件、平成30年度は通報・相談が128件、うち虐待と判断されたものが63件、令和元年度は通報・相談が118件、うち虐待と判断されたものが67件、令和2年度は通報・相談が156件、うち虐待と判断されたものが67件、令和3年度は通報・相談が147件で、虐待と判断されたものが87件と、これは先ほど申し上げた数字となっております。

扶川委員

メモしきれなかった部分がありますので、まとめた数字を後でください。

介護者による虐待というのは、決して減っていない。むしろ増加傾向、高止まり。

それから施設による虐待の通報に関してみれば、6件、7件、11件、9件、5件、これも、そんなに無くなっているという状況ではない。

そんなことがあるから、逆に言えば施設とかに行きたくないのだと、家で頑張って、家族に看られたいのだというお年寄りが増えるし、そのことが家族の負担を増やして、家庭での虐待を増やして悪循環になる。両方が関係していると思うのです。

だからこの虐待に対する対応というのは、非常に重要な問題だと思いますので、今後、もう一回きちんと議論をしていきたいと思います。

最後に一つだけ、虐待を理由に施設に対して何ができるのか。これまでの指定取消しの理由をまた教えてほしいですけれど、虐待を理由に取り消した事案というのはあるのですか。それだけ聞いて終わります。

坂野長寿いきがい課長

資料を持ち合わせておりません。

古川委員

今日は事前委員会ということで、議案の説明とか、報告事項を何点か頂いていますけれども、気になったのは、医療・介護の関係の事業計画が出ていますが、これいわゆる基金事業ですよね。このあたりの部分もコロナの発生とかもあって、国の動きもちょっと変わってきているのかなという感じがしますので、どういうふうに進んでいくのか、国の状況も見極めながら、しっかり進めていかないといけないと思っています。内容についても、ちょっと気になっているのですが、これはまた別の機会に聞くようにしたいと思います。

1点だけ。補正予算の中に、ひとり親家庭に対する日用品の支援の事業が出ていますが、今回の補正予算に出した経緯があれば、ちょっと参考にさせていただきたいと思っています。

原田こども家庭支援課長

ただいま、古川委員より、ひとり親家庭の支援強化といたしまして、今回補正予算に計上予定のひとり親家庭子育て応援サポート事業について、御質問を頂きました。

この事業につきましては、経済情勢の影響を受けやすい、ひとり親家庭の皆様の御支援をするために日用品等の提供という中身になっております。

日用品支援の経緯といたしましては、昨年度もひとり親家庭の皆様にも、食料品という形で、11月に補正予算を組ませていただいたところでありましたけれども、そちらのアンケート結果でありましたり、今年度6月補正予算におきましても、こども食堂の関係で、食材の支援というような形もございました。

今回9月補正におきましては、直近の消費者物価指数などにおいても、高止まり傾向であります家事の消耗品みたいなところが、高かったということ、あと、アンケートの中でも、食料支援もありがたいのだけれども、日用品というところも、できればというような御意見もありましたことから、9月補正におきまして、こういった形で事業の仕立て直しをさせていただくものでございます。

古川委員

ということは、大体補正予算でやってるんだということなのか、それともアンケート結果が出たので、緊急性があるので、ここを出したということなのか、僕は分からなかったのですが、大体補正予算でやっているという流れなんですね。わかりました。

竹内委員

付託委員会に向けて、少しお伺いをしますけれども、男女共同参画基本計画の中身についてです。

1点なんですけれども、女性の管理職割合30パーセントの話というのが、いつも出てく

るのですけれども、女性をそういった場面で増やしていこうという項目の中で、特定事業主行動計画を県としても策定をして、そういうことも通じて、県が率先をして女性職員の一層の職域拡大、能力の開発というようなことが書かれています。

県の特定事業主行動計画というのは、男女の育児参加を進めていこうというように捉えているのですけれども、この辺の整合性が、少し自分の中で整理ができないので、女性の管理職割合30パーセントを目指すということと、特定事業主行動計画で、そういう体制を進めていこうというところの方向性の整合性と言いますか、そこら辺をどのように考えられているのか、お聞かせいただきたいと思います。

大西男女参画・人権課長

ただいま、女性管理職を増やしていこうという方向性と育休の取得という話でございます。

女性管理職を増やしていくというのは、女性活躍という方針で、当然、政策・方針決定過程に女性の方をきちんと増やしていくという方針でございますので、管理職の方も増やしていくというような方針でございます。

一方で、男性におきましては、家庭で育児をするということも必要ですので、男性の育児休業の取得ということについても目標にして、取り組んでいるという状況でございます。

竹内委員

考え方は分かるのですけれども、男性が育休とか、育児に関わることによって、例えば女性の管理職等への参加が増えていくということであれば、もう少し突っ込んだ内容と言いますか、今後、整理をされたほうがいいのかと感じました。

2020年代の早い段階で、女性の管理職割合30パーセントを達成するという方向性を示されていますから、具体的にこういう手順で30パーセントにしていきますというようなことも、今後記載が必要なのかなと思います。

まだまだ、こういう状況になると30パーセントには達していないでしょうし、相当ハードルも高いと思いますので、そういった記載、もしくは方向性の策定を、今後お願いをしたいと思います。

あと1点、補正予算で、マリッサの話が先ほど出たのですけれども、少し個人的に引っかかるのは、マリッサの取組をこどもまんなか政策課がやるということが、少し腑に落ちない。要するに、結婚組数が増えていって、結果、子供の数が増えていくというのは理解ができるのですけれども、先ほど扶川委員もおっしゃったように、結婚というのはそれぞれいろんな捉え方があって、二人で暮らしていくということで幸せを実感することもあるでしょうし、結果として子供が増えていけばいいのですけれども、そこへつながらないカップル、御夫婦もたくさんいるわけで、揚げ足を取るようなことではないのですけれども、子供を作っていくということに特化をしてしまうような政策に思ってしまうような気がします。

これはこどもまんなか政策課を責めているのではなくて、未来創生文化部という部の中で進めていくということであれば、少し鴨居が違ったほうが分かりやすいのではないかな

というような気がします。

今後の事務分掌の話でもありますから、どこへ言ったらいいのかというのがありますけれども、そういうことを踏まえていただいて、事業の在り方、カップルを作るのを、これを見る限りでは、子供を作るということが最終目標のように捉えられてしまうので、そうではないだろうというのは感じるところです。

ですから今後の事務分掌に、今の意見を反映をしていただいたらありがたいなと思います。

何か考え方がございましたら、お聞かせいただきたいと思います。

大井こどもまんなか政策課長

竹内委員より、結婚支援を当課で進めているということで、御意見を頂いたところでございます。

お話のとおり、結婚をされた方が必ずしも子供さんを作ってしまうような選択に結び付くわけではなく、その選択をされる方は圧倒的に多いのですけれども、お考えにつきましては、それぞれ多様なお考え方があろうかと思えます。

国におきましても、結婚から妊娠・出産、それから子育てに至るまで切れ目のない支援をしていこうということで、こども家庭庁のほうで所管しておりまして、そことカウンターパートでやっております当課のほうで、結婚支援についても取組をしておるところでございます。

竹内委員

国のこども家庭庁の中で、結婚支援という事業がされているということなんですか。

はい、分かりました。国のほうに言っていきます。

福山委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

以上で質疑を終わります。

これをもって、次世代育成・少子高齢化対策特別委員会を閉会いたします。（11時34分）